【参考資料】

この運営規程の例示はあくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。（認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護と共用で使用可）

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成にあたっての留意事項等 |
| △△△指定認知症対応型通所介護  〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊（以下「事業者」という。）が設置する△△△（以下「事業所」という。）において実施する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を確保することを目的とする。  （運営の方針）  第２条　指定認知症対応型通所介護においては、認知症による要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。  指定介護予防認知症対応型通所介護においては、認知症による要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。  ３　事業者は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。  ４　事業者は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者及び居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。  ６　事業者は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供にあたっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。  ７　指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。  ８　前７項のほか、「松原市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成２５年松原市条例第１６号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業の運営）  第３条　指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。  （事業所の名称等）  第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  （１）名　称　△△△  （２）所在地　大阪府松原市○○一丁目○番○号○○ビル○階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  （１）管理者　１名（常勤）  管理者は、事業所の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等の規定を従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行う。  （２）認知症対応型通所介護従業者  ①生活相談員　　　○名（常勤○名）  生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。また、他の従業者と協力して認知症対応型通所介護計画（介護予防認知症対応型通所介護計画）の作成等を行う。  　　②介護職員　　　　○名（常勤○名）  　　　介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。  　　③機能訓練指導員　○名  機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。  　　④看護職員　　　　○名  看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。  　　⑤栄養職員　　　　○名  栄養職員は、低栄養状態等の改善を目的として、栄養食事相談等の栄養管理を行う。  　　⑥歯科職員　　　　○名  歯科職員は、口腔機能向上を目的として、口腔清掃の指導・訓練を行う。  　　⑦事務職員　　　　○名  事務職員は必要な事務を行う。  （営業日及び営業時間）  第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。  （１）営業日　○曜日から○曜日までとする。  ただし、○月○日から○月○日までを除く。  （２）営業時間　午前○時～午後○時とする。  （３）サービス提供時間　１単位目　午前○時～午後○時  ２単位目　午前○時～午後○時  （４）延長サービス可能時間帯　提供前　○時～○時  提供後　○時～○時  （指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の利用定員）  第７条　事業所の利用定員は、下記のとおりとする。  １単位目○名、２単位目○名  （指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容）  第８条　指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。  （１）介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）  （２）入浴サービス  （３）食事サービス  （４）生活指導（相談・援助等）　レクリエーション  （５）機能訓練  （６）健康チェック  （７）送迎  （８）延長サービス  （利用料等）  第９条　指定認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２６号）によるものとする。  ２　指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１８年厚生労働省告示第１２８号）によるものとする。  ３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道○○円を徴収する。  ４　食事の提供に要する費用については、○○円を徴収する。  ５　おむつ代については、○○円を徴収する。  ６　その他、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。  ７　前６項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。  ８　指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供の開始に際しては、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて文書による同意を得るものとする。  ９　費用を変更する場合には、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いについて文書による同意を得るものとする。  １０　法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。  （通常の事業の実施地域）  第１０条　通常の事業の実施地域は、松原市の区域とする。  （衛生管理等）  第１１条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、事業所において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  （１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  （２）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  （３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （サービス利用にあたっての留意事項）  第１２条　利用者は指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。  （緊急時等における対応方法）  第１３条　従業者は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。  ３　事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置の状況について記録をするものとする。  ４　事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第１４条　事業者は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  ２　事業者は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。  （苦情処理）  第１５条　事業者は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第１６条　事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者による介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１７条　事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。  （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  （２）虐待防止のための指針の整備  （３）虐待を防止するための定期的な研修の実施  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  ２　事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （地域との連携等）  第１８条　事業者は、その事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。  ２　事業者は、指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供にあたっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護〔介護予防認知症対応型通所介護〕について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。  ３　事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。  ４　事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めるものとする。  （業務継続計画の策定等）  第１９条　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （その他運営に関する留意事項）  第２０条　事業者は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。  （１）採用時研修　　採用後○ヵ月以内  （２）継続研修　　　年○回  ２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ５　事業者は、指定認知症対応型通所介護[指定介護予防訪問介護相当サービス]に関する諸記録を整備し、そのサービスが完結した日から５年間は保存するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、平成○年○月○日から施行する。  この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「△△△」は、事業所の名称を記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・平成２５年松原市条例第１６号、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３４号）及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成１８年厚生労働省令第３６号）を参照の上、事業運営の基本方針を記載してください。  ・第２条第５項については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・所在地は、丁目、番、号、建物名を正確に記載してください。  ・兼務の場合は（○○と兼務）と記載してください。  ＜例＞（生活相談員と兼務）  ・○名以上の表記も可。  ・兼務の場合は（○○と兼務）と記載してください。  ＜例＞（管理者と兼務）  ・兼務の場合は（うち○名、○○と兼務）と記載してください。  ＜例＞  （うち１名、看護職員と兼務）  ・栄養職員、歯科職員、事務職員は、配置する場合のみ記載してください。また、記載する場合は、併せて「勤務形態一覧表」「組織体制図」にも記載してください。  ・営業日及び営業時間は、利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載してください。  ・利用者に対するサービス提供時間を記載してください。  ・８時間以上９時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して延長サービスを行う場合に、その可能時間帯を単位ごとに記載してください。  ・延長サービスを行う場合  ・送迎費の徴収は、実費の範囲で設定してください。  ・送迎費を徴収しない場合は「送迎費は、徴収しない。」と記載してください。  ・通常の実施地域に係る送迎費は、介護報酬に含まれます。  ・本市以外で事業を実施する場合は、事業を実施する市町村での指定が必要です。  ・第１１条第２項各号については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・事業所で定めた緊急時の対応方法について記載してください。  ・所管消防署に確認のうえ、定期的に行わなければならない非常災害訓練等の回数を記載してください。  ・第１７条第１項各号については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・協議会についてはテレビ電話装置等を活用して行うことができますが、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について利用者又はその家族の同意を得なければなりません。  ・第４項については、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合は記載してください。  ・第１９条各項については、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。  ・認知症介護に係る基礎的な研修の受講に関しては、令和６年３月３１日までの間は努力義務とする経過措置が設けられています。 |